

「日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件」（環境省告示）（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）について

令和6年4月9日(火)

「日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の特別地域内における行為の許可基準の特例」（環境省告示）を定めるに当たり、広く国民の皆様からの御意見を募集するため、令和6年4月9日(火)から同年5月8日(水)までの間、パブリックコメントを実施します。御意見のある方は、募集要項に沿って提出してください。

1 概要

日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の特別地域内において、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）第11条第37項の規定に基づき、当該地区に係る規則第11条第18項に規定する基準の特例を定めるものです。

2 意見募集要項

(1) 意見募集対象

「日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件」の概要

(2) 資料の入手方法

[1] インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 [e-Gov] <https://public-comment.e-gov.go.jp/>

[2] 環境省自然環境局国立公園課にて閲覧

(3) 意見募集期間

令和6年4月9日(火)～令和6年5月8日(水)

※郵送の場合は同日必着

(4) 意見提出方法

【意見提出様式】の様式により、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

[1] 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームから提出してください。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

[2] 郵送による提出の場合

宛先 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省自然環境局国立公園課
電話 03-5521-8278

[3]電子メール

電子メールアドレス shizen-kouen@env.go.jp

※電子メールで提出される場合は、メール本文に記載してテキスト形式で送付してください。

(添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。)

※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【意見提出様式】

[宛先] 環境省自然環境局国立公園課 宛て

[件名] 「日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件」の概要に対する意見

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[〒・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見] ・該当箇所（該当箇所がわかるように明記してください。）

・意見内容

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

※御意見は、日本語で提出してください。

※提出いただいた御意見については、名前、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。

※締切日までに到着しなかったもの及び次に該当する内容については無効とします。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容 等

※なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。

環境省自然環境局国立公園課
代表 03-3581-3351
直通 03-5521-8278
課長 番匠 克二
課長補佐 宮澤 泰子
係長 高橋 佳大